

令和2年5月

令和2年4・5月保育利用内定の  
保護者の方へ

京都市子ども若者はぐくみ局  
幼保総合支援室

## 新型コロナウイルス感染症を考慮して育児休業を延長した場合の取扱いについて

平素は、本市の児童福祉に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮して、令和2年4月又は5月からの保育利用が内定している児童の保護者が育児休業からの復帰を遅らせた場合の取扱いについて、国からの通知や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、次のとおり取扱うことにいたしましたのでお知らせします。

### 1 育児休業中の保護者が復帰の時期を遅らせた場合の取扱いについて(5月予定)

本市では、通常、児童の保育利用を希望する場合、利用開始月中に育児休業から復帰をすることを条件とする取扱いをしておりますが、**新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、例外的な取扱いとして、やむを得ず一時的に育児休業を延長し、復帰日が6月中となった場合(最長6月末)も、在園を認めることとします。**

ただし、保育料については、各保育園等において、登園予定として保育士等の体制確保等を行っていることから、育児休業復帰を6月に延長される場合でも御負担いただく必要がございますので、あらかじめ御了承ください。

なお、本市から新型コロナウイルス感染症対策に関連して登園自粛を要請している期間に該当する場合は、保育料の日割り計算による減額対象となります。令和2年5月1日現在、日割り計算の対応期間は5月31日までです。

取扱いについては、後日お知らせいたします。

### 2 申立書について

新型コロナウイルスに関連して**やむを得ず育児休業復帰を延長する場合、同封の申立書に必要事項を記入のうえ、5月中にお住いの区役所・支所子どもはぐくみ室まで郵送等で御提出ください。**

※ 4月中に御提出いただいた方も再度御提出をお願いいたします。

### 3 職場復帰証明書について

職場復帰証明書については、職場に復帰後、2週間以内に御提出いただく必要があります。6月末復帰予定の方については、7月中旬までに御提出ください。